

＜1 とやま型学力向上プログラム（Ⅲ期）について＞

とやま型学力向上プログラム（Ⅲ期）R5～

確かな学力

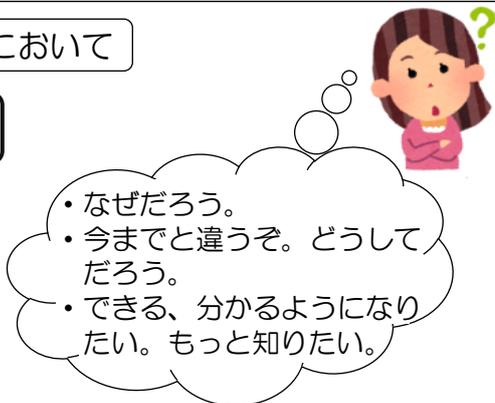
問題発見・解決能力の育成

【授業改善の視点】 一単元または一単位時間において

視点1 子供の問題（課題）意識を高める

＜教師の手立て（例）＞

- ・導入での事象の提示や学習環境の工夫
- ・既習事項との違いを確認する場の工夫 等



- ・なぜだろう。
- ・今までと違うぞ。どうしてだろう。
- ・できる、分かるようになりたい。もっと知りたい。

視点2 子供が自己調整しながら学習を進めることができるようにする

※自己調整：課題解決の過程で、自分の学習状況を把握し他の子供と話し合うなどして、方向性を見直したり、必要な内容等について考えたりすること 等

＜教師の手立て（例）＞

- ・活動の見通しをもたせる工夫
- ・情報を収集・選択し、考えをもたせる工夫
- ・一人一人の問題解決に生きる対話の工夫
- ・考えを分かりやすくまとめ、表現させる工夫
- ・自己の活動を振り返らせたり、身に付いたことを自覚させたりする場の工夫 等



- ・〇〇してみよう。次は△△していけばよさそうぞ。
- ・ここは、まだよく分からないから調べよう。
- ・みんなは、どう考えたかな。聞いてみたいな。
- ・みんなに言いたいことが伝わるかな。
- ・ここまで分かったぞ。次は、□□してみよう。



- ・学びに向かう力の高まり
- ・自己肯定感の向上

家庭学習へのつながり

- ・もっと考えたい。
- ・あきらめないでよかった。また、がんばろう。



- ・もう1回やってみよう。
- ・難しいかもしれないけれど、挑戦しよう。

各学校による主体的な学力向上の取組の推進（Ⅱ期） PDCAサイクル H25～R4

I期を根底に置く

学力の向上と人間関係づくりを一体的に進める「学び合い」（Ⅰ期）H20～H24
実感を持った理解につながる「体験」の重視

＜授業改善の視点＞

○ねらいを明確にした授業の構想 ○目的を明確にした書く活動 ○終末における学習成果の確認

確かな学力につながる「問題発見・解決能力」を育成するⅢ期の取組 ～ 二つの視点からの授業改善 ～

「問題発見・解決能力」は、目の前の事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場から協働的に議論し、解決を導き出すために不可欠な能力である。学習指導要領においては、学習の基盤となる資質・能力の一つに挙げられている。

「問題発見・解決能力」の育成に向けて授業改善に取り組むことは、主体的・対話的で深い学びを実現し、学力の向上につながると考える。学習者中心の授業となるよう、二つの視点を基に、手立てを工夫することが望まれる。



〈真剣な眼差しで実験に取り組む子供たち〉

＜教師の手立て（例）＞

視点1 子供の問題（課題）意識を高める

＜導入での事象の提示の工夫＞

【小学6年：社会科】

「新しい日本、平和な日本へ」

戦後、日本が短期間で復興したことに興味をもつことができるよう、富山大空襲の被害の様子と、昭和33年の富山国体の画像を比較する。



富山市が、戦災による焼け野原から見事に復興したことを知り、日本全体の戦後の復興に関心をもってほしい。

日本中が焼け野原となったのに、戦後13年で富山国体、戦後19年で東京オリンピックを開催することができた。どのように復興したのだろう。



＜既習事項との違いを確認する場の工夫＞

【中学2年：数学科】

「連立方程式」

連立方程式を利用して解くことよさに気付くことができるよう、一次方程式を用いた解き方と比較する。



一次方程式で解くことができる問題でも、2種類の文字を使うと数量の関係を違う形で表現することができることに気付かせたい。

二つの求めたいものを2種類の文字で表すことが、今までと違う。どのようなよさがあるのだろう。



視点2 子供が自己調整しながら学習を進めることができるようにする

＜一人一人の問題解決に生きる対話の工夫＞

【小学5年：理科】

「もののとけ方」

実験から得た結果についての気付きを基に、対話を通して分析、解釈し、試行錯誤しながら考えを深めていく場を設定する。



食塩は、水の温度を高くしても、予想したようには溶けなかった。

どうしたら、たくさん溶かせるのかな。



ミョウバンは、水の量を増やしてもよく溶けたよ。

食塩も水の量を増やすと多く溶けるかな。やってみよう。



＜考えを分かりやすくまとめ、表現させる工夫＞

【中学3年：外国語科】

「I Have a Dream」

自分の好きなことや取り組んできたことをよりよく伝えるために、相手を変えながら繰り返しやり取りする場を設定する。



友達の見意見を参考にして自分がつくった文を見直し、納得できるよりよい表現にしてほしい。

「好きになったきっかけを入れると分かりやすくなる」と教えてもらったので、追加しよう。友達のアドバイスを受けてよりよい表現につくり変えたい。

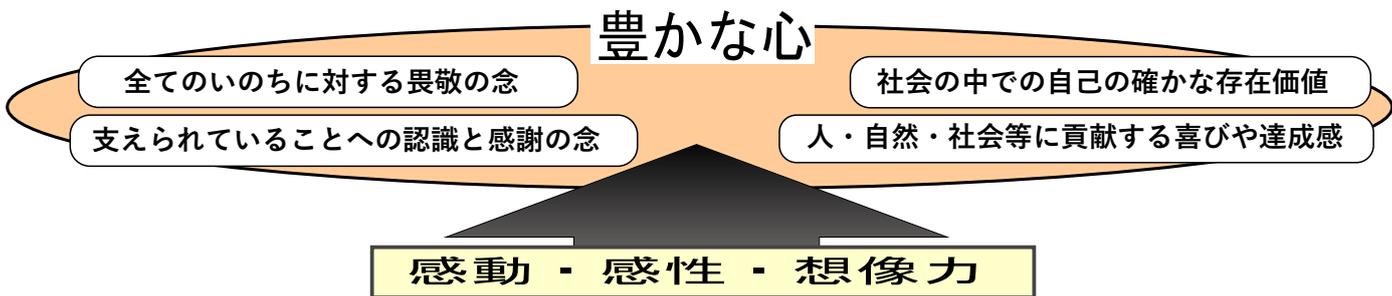


※県内の取組例を学力向上推進チームかわら版「あしすと」73・83・91・92号等で紹介しています。
(富山県教員応援サイト)

< 2 「いのちの教育」の取組について >

発達段階に応じた指導

学校、家庭、地域が一体となった、一人一人の幼児児童生徒が生まれてよかったと実感できる「いのちの教育」の推進



ステージ 3

- いのちや老い、死を見つめることを通して、喜びや悲しみに触れる体験の機会を設けるよう、配慮する。
- 喜びや悲しさ等の感情を仲間と共有するよう、配慮する。
- 人間のいのちだけでなく、いのちがつながり合う自然環境等への認識を深めるよう、配慮する。
- 自己を見つめ直すことで、自己の有能感や有用感を高めるよう、配慮する。
- 与えられたいのちを精一杯生かしていくことの大切さに気付かせるよう、配慮する。



ステージ 2

- 動植物や自分の成長ぶりを生きている喜びとして感じるよう、配慮する。
- 生きる喜びや死の悲しみ等に触れる体験から、限りある自他のいのちの尊さを実感するよう、配慮する。



ステージ 1

- 自然や家族、動植物等と、五感を通して触れ合う体験を充実させ、生きている喜びを十分に味わわせる。
- 身近な生活の中から、いのちあるものの存在に気付かせる。



いのちを見つめる窓口の例

私の中のいのちを見つめて 二つとないいのち	私と周囲のいのちとのつながりを見つめて つながり合ういのち	いのちそのものを見つめて 限りあるいのち
<ul style="list-style-type: none"> ・「できた」「分かった」「やり遂げた」という体験 ・読書や表現活動に浸る体験 ・自然の不思議さや美しさ等を感じ味わう体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほめられたり認められたりする喜びや、それを与える体験 ・仲間との連帯感や感動を共有する体験 ・いのちの誕生に触れる体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な人や動物等の死と出会う体験 ・様々な障害を乗り越え、夢をもって生きる人と出会う体験
<p>《 学校 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ できる・分かる・楽しい授業の展開 ○ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応 ○ 朝の読書活動の推進 ○ 児童会・生徒会活動の活性化 ○ 異年齢交流 ○ 異校種間交流や姉妹校との交流 ○ クラブ活動や部活動の活性化 ○ 「いのちの授業」 ○ いのちのメッセージカードの活用 		
<p>《 家庭・地域 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家族とのコミュニケーション ○ 家での手伝い ○ 親子読書 ○ 地域行事・公民館活動 ○ 三世代交流 		

参考資料

- | | |
|------------------|-------------------|
| ○いのちの教育リーフレット | 富山県教育委員会 平成 19 年度 |
| ○家庭版いのちの教育リーフレット | 富山県教育委員会 平成 22 年度 |
| ○いのちの教育総合支援事業 | 富山県教育委員会 令和 6 年度 |
- ※ 「いのちの教育リーフレット」「家庭版いのちの教育リーフレット」は、いのちの教育ホームページに掲載されています。

「いじめ事案初期対応」実践フローチャート

富山県教育委員会

は、「改訂版 いじめ対応ハンドブック」の該当ページ

授業中や休み時間、部活動等の子供の様子で、気になる項目があれば、○で囲みましょう。

気になる事案：
 表情が暗い 一人にいる 保護者からの訴え 友人関係の変化 からかいの対象 本人からの相談
 頻繁に体調不良を訴える 同僚からの情報 登下校の様子 その他 ()

具体的な姿：【 _____ 】

いじめかも？

ポイント! 気になる事案があれば、すぐに周りの先生（学年主任、生徒指導主事、管理職 等）に伝え相談する！

法に基づいた対応の実施

P2-5

相談相手

- 管理職 学年主任 担任 学年所属 生徒指導主事 相談担当 養護教諭
 部活動顧問 授業担当等 SC、SSW等 その他 ()

法第23条
 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげる。

組織で対応

情報の共有

教職員のもっている様々な情報を共有

学校いじめ対策組織



- ・保健室では…
- ・部活動では…
- ・休み時間には…

- 管理職 学年主任 担任 学年所属 生徒指導主事 相談担当 養護教諭
 部活動顧問 授業担当等 SC、SSW等 その他 ()

- ・中心的な役割を担う者（コーディネーター）を決定する。
- ・それぞれの教職員がもっている様々な情報を共有し、事案の内容を掘り下げる。
- ・事案を見立てるために子供からの情報収集の仕方について検討する。

P10

ポイント!

関係する子供から聞き取る内容について検討し、情報を収集する。

事実の確認

いじめの内容、きっかけ、日時、場所、人数等を確認

- いじめられている子供へ
・絶対に守り通すという気持ちを伝える。



- いつ どこで 誰が 何を なぜ どのように

- いじている子供へ
・言い分を聞き、被害者のつらい気持ちを考えさせる。
・いじめは絶対に許されないことを理解させる。
- 周囲にいる子供へ
・いじめを誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

P10

ポイント!

事実確認と併せて心のケアも心掛ける。

P12-14
P36-41

情報の集約・方針検討

事案を見立て、具体的な対応策を組み立て、チームで役割を分担



- 事案の見立て → いつ どこで 誰が 誰に 何について どのように

- いじめられている子供の保護者へ
・徹底して守り通すことを伝える。
・心理や福祉等の専門家の協力を得ることができることを伝える。
- いじている子供の保護者へ
・迅速に事実関係を伝え、理解と納得を得る。
・保護者と連携して以後の対応ができるよう協力を求める。

P10

ポイント!

必要に応じて、スクールロイヤー等の専門家や関係機関と連携したケース会議を実施する。

P14

方針決定

※いじめ事案に対する全体の対応の流れは、いじめ事案対応フローチャートモデルを参考にする。

< 4 令和7年度全国学力・学習状況調査について >

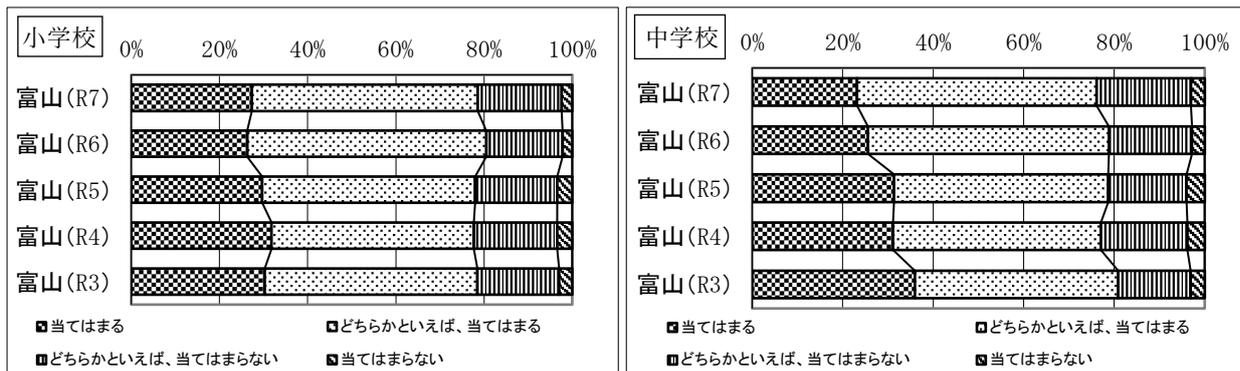
1 教科に関する結果の概況

本県の平均正答率及びI R Tスコアは、小・中学校とも全ての教科において、一定の学力水準が保たれている。

2 質問調査に関する結果から見てきたこと

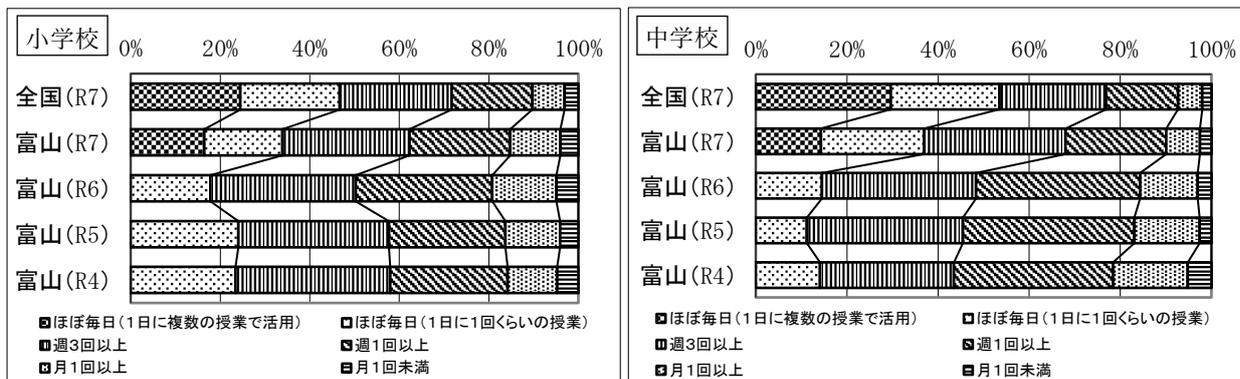
令和5年度から実施の「とやま型学力向上プログラム（Ⅲ期）」で目指す「問題発見・解決能力の育成」に向けた授業改善の継続が求められる。また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるために、I C Tを活用した学習を充実させていく必要がある。

○ 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」



・「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合は、過去5年間、小学校では同程度、中学校では減少傾向にある。児童生徒の学びが主体的なものとなるためには、興味・関心を基に課題をもてるようにしたり、活動の見通しをもつ場を設定したりするなど、学ぶ意欲の向上に努めることが大切である。

○ 「前年度までに受けた授業で、P C・タブレットなどのI C T機器を、どの程度使いましたか」



・I C Tの使用頻度が、「ほぼ毎日」「週3回以上」と回答した児童生徒の割合は、過去4年間、小・中学校ともに増加傾向にある。しかしながら、「ほぼ毎日」と回答した児童生徒の割合は、小・中学校ともに4割に満たない。現在は、文章作成や情報収集する場面での活用が多いが、今後は、図表や思考ツール等を用いて情報を整理・分析する力や、自分の考えや意見を分かりやすくまとめて表現する力を高める学習活動を取り入れるなど、総合的な学習の時間での探究のプロセスをより意識し、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習の中で問題発見・解決能力の育成に向けた授業改善を図ることが大切である。

3 調査結果に基づいた改善の視点とポイント

【改善の視点】

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善



【改善のポイント】

- ・児童生徒が主体的に学習を進めることができるよう、単元構想や学習環境を工夫し、問題（課題）意識や学習意欲を高める。
- ・児童生徒自身が学習の進め方や自分に合った学び方について考えながら学ぶことができるよう、課題解決の過程で自分の学習状況を把握し、友達と話し合っ方向性を見直したり、必要な内容等について考えたりする場を設定する。
- ・目的や意図に応じ自分の考えをまとめるために、文章の構成や表現の効果について根拠を明確にして書いたり説明したりすることができるよう、授業改善を図る。
- ・既習の知識・技能を関連付けて考えたり、他の学習や生活の場面で活用したりする学習活動を行い、より確実に習得できるようにする。
- ・各教科等で育成を目指す資質・能力を把握した上で、児童生徒自身がICTを日常的に自由な発想で活用できるよう、授業をデザインする。

【改善の視点】

調査結果の分析と活用による継続的な検証改善サイクルの確立



【改善のポイント】

- ・調査結果を踏まえ、自校の児童生徒の学力や学習状況の実態を的確に把握し、児童生徒のよさや課題を共通理解する。他学年の実態とも関わらせながら具体的な学力向上策を検討して、全校体制で授業改善に取り組む。
- ・国立教育政策研究所作成「報告書（授業アイデア例含む）」、県作成「課題のみられた問題」の「指導のポイント」等を参考に、日々の授業実践を工夫する。
- ・近隣等の小・中学校と、調査の分析結果について成果や課題を共有する場を設け、連携して適切な学力向上策を策定して実践する。

【改善の視点】

一人一人の実態に即した望ましい学習習慣や生活習慣の定着



【改善のポイント】

- ・家庭学習につながる授業づくりを行うとともに、家庭での学習方法の指導や評価、家庭学習の課題の課し方等、校内で共通理解を図る。
- ・保護者用リーフレット「家庭学習のすすめ」等を活用し、知識・理解の定着を図るだけでなく、児童生徒が意欲と関心をもって、自らの力で探究を進めるよう促すとともに家庭への働きかけを行う。
- ・キャリア・パスポート等を活用してキャリア教育の充実を図り、夢や目標の実現を目指して自己実現を図る資質・能力の育成に努める。

< 5 令和7年度富山県児童生徒体力・運動能力調査について >

1 調査の概要

(1) 調査の目的

児童生徒の体力・運動能力の現状を把握し、体力の向上に係る施策の成果と課題を検証するとともに、各学校における体育指導の改善を図る。

(2) 実施概況

ア 調査期間 令和7年5月下旬から7月中旬までの期間

イ 調査対象 小・中・高の抽出児童生徒

(3) 実技に関する結果の概況

<小学生男子>

学 年		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
平均値	本県 R7	29.86	37.26	43.90	49.50	54.13	59.17
	全国 R6	30.42	37.62	43.24	49.28	54.06	60.96

<小学生女子>

学 年		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
平均値	本県 R7	29.80	37.37	43.95	50.04	55.59	60.56
	全国 R6	30.48	37.26	44.18	49.66	55.54	60.97

※ 小学生…体力合計点（10点×8種目）の平均値

<中学生男子>

学 年		1 年	2 年	3 年
平均値	本県 R7	34.34	42.74	49.02
	全国 R6	35.94	44.20	50.93

<中学生女子>

学 年		1 年	2 年	3 年
平均値	本県 R7	44.01	47.55	49.51
	全国 R6	44.26	49.62	53.66

※ 中学生…体力合計点（10点×8種目）の平均値

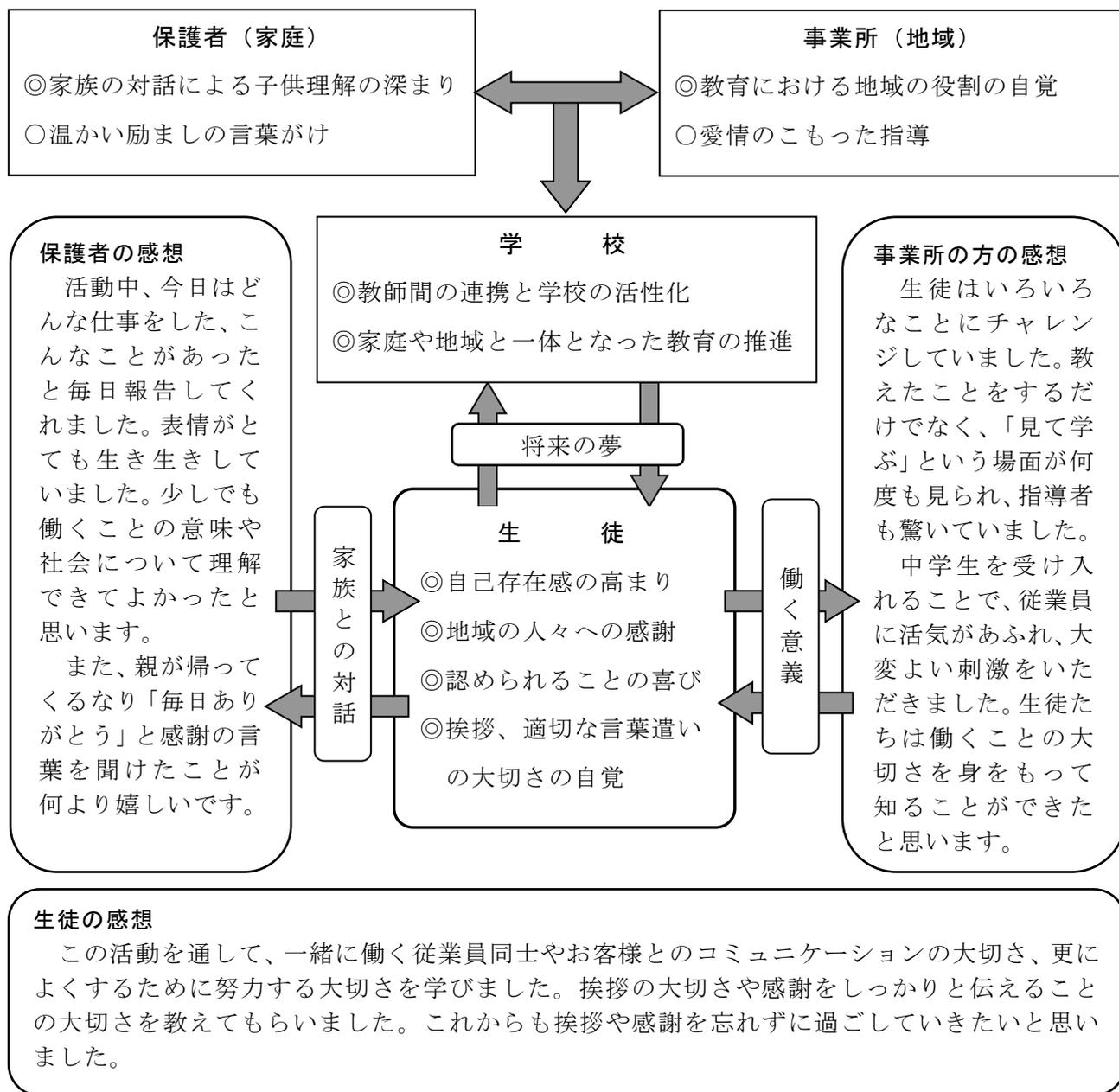
2 調査結果の活用

- (1) 各学校において、全国平均や県平均との比較等により調査結果を分析し、課題を明らかにするとともに、その課題を踏まえた「元気っ子育成計画」（参考：とやま元気っ子育成ハンドブック）を作成する。また、体育科及び保健体育科での指導はもとより家庭や地域と連携して、児童生徒の体力の向上に向けた取組を実践する。
- (2) 幼稚園・認定こども園や小学校においては、「楽しい運動遊びハンドブック」や運動遊びの映像資料、Web アプリ「とやま元気っこチャレンジ」等の活用の仕方を工夫し、幼児児童生徒の運動習慣の定着及び体力の向上を図る。
- (3) 中学校においては、保健体育科の授業で体力の向上につながる効果的な取組を推進していくとともに、運動部活動では引き続き部活動指導員やスポーツエキスパート等の外部指導者を各校に招聘し、体力や競技力の向上を図る。
- (4) 「きときとチャレンジランキング」等を活用し、学校や学級等の集団で競い合うことを通して、子供の運動意欲の向上を図る機会を設ける。

< 6 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」について >

《趣旨》 中学2年生(義務教育学校8年生を含む)が、5日間、学校外で職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に参加することにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、生涯にわたってたくましく生き抜く力を身に付ける。

《多方面にわたる成果等》 ○は成果 ○は期待される働きかけ



《この事業を推進する組織》

「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」推進委員会

教職員、保護者、地域の各種団体代表者、受け入れ施設・企業の関係者等が参加して組織します。また、学校が調査した生徒の希望等を踏まえ、活動時期、場所、内容等の選定や指導ボランティアの確保に当たります。

指導ボランティア

保護者や地域の人々、受け入れ施設・企業の関係者等が指導ボランティアとなり、生徒の活動を援助します。また、生徒の活動状況等を把握し、学校との連絡等にも当たります。

<7 「キャリア・パスポート」について>

1 「キャリア・パスポート」の意義

- ・児童生徒が、各教科等における学習や特別活動において学んだこと、体験したことを振り返り、気付いたことや考えたこと等を適時蓄積し、それらを学級活動においてまとめたり、つなぎ合わせたりする活動を行うことにより、目標をもって自律的に生活できるようになったり、各教科等を学ぶ意義についての自覚を深めたり、学ぶ意欲が高まったりすることが期待される。
- ・これまで児童生徒は学びのつながりを実感できず、教師も指導手法等校種の垣根により学びのつながりが意識されていない状況が見受けられた。そのため、「キャリア・パスポート」を児童生徒にとっては学習内容や資質・能力がどう積み重ねられてきたか、また入学から現在に至るまで、どのように成長してきたかを確認するツールとして、教師にとっては児童生徒がどのような指導の積み重ねにより発達してきたかを知るツールとして活用し、発達の段階に応じた系統的なキャリア教育を充実させる。

2 「キャリア・パスポート」の活用

- (1) キャリア教育は学校の教育活動全体で取り組むものであり、「キャリア・パスポート」の記録や蓄積が、学級活動に偏らないように留意する。

なお、学級活動で「キャリア・パスポート」を取り扱う場合には、学級活動の目標や内容に即したものとなるようにするとともに、記録のみに留まることなく、記録を用いて話し合い、意思決定を行うなどの学習過程を重視する。
- (2) 年度当初、学期末、年度末の学級活動の時間を活用して、児童生徒が「なりたい自分」に関わって振り返る時間を確保する。その際、教師は、児童生徒の「なりたい自分」を温かく受け止め、認め、励ますようにする。

さらに、児童生徒同士が互いの「なりたい自分」を紹介し合い、付箋等を通して温かなメッセージを交換し合う場を設けることで、一人一人が自らの存在を認められた思いを実感し、「なりたい自分」に向かって、互いに励まし、支え合いながら主体的に前進していけるようにする。
- (3) 特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒等、特に特別な配慮を必要とする児童生徒については、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた記録や蓄積となるようにする。

3 「キャリア・パスポート」の管理、学年・校種間の引き継ぎ

- ・個人情報を含むことが想定されるため「キャリア・パスポート」の管理については、個人情報の保護や記録の紛失に十分留意する。
- ・「キャリア・パスポート」の学年間の引き継ぎは、原則、教師間で行うこととしており、また、校種間の引き継ぎは、原則、児童生徒を通じて行うこととしているので留意する。

参 考 資 料

○「キャリア・パスポート」例示資料等について	文部科学省	平成30年度
○中等教育資料 令和元年11月号	文部科学省	令和元年度
○「キャリア・パスポート」の学年・校種間の引き継ぎについて	文部科学省	令和2年度
○富山県キャリア教育資料「キャリア・パスポートのすすめ」	富山県教育委員会	令和元年度

< 8 小・中学校及び義務教育学校集団宿泊学習実施基準 >

富山県教育委員会

1 目的

- (1) 教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間的な触れ合いを通して、人間としての生き方について理解を深める。
- (2) 集団活動を通して、集団のきまりや社会生活上のルールについて望ましい体験を積み、互いを思いやり、共に協力して集団生活をしようとする態度を育てる。
- (3) 豊かな自然や文化に触れる体験を通して、情操豊かな人間性を育てる。

2 形態

「宿泊」を重要な教育方法として、教師と児童生徒が寝食を共にして学習する形態をとる。

3 対象

小・中学校及び義務教育学校の全学年を対象とする。

4 所要日数

4泊5日以内とする。

5 実施場所

県内及び隣県の範囲で行うものとする。

6 引率者

引率者には、次の(1)～(3)を置く。

- (1) 引率責任者（校長又は校長の命ずる者）1名
- (2) 学校医若しくは養護教諭等1名
- (3) 原則として、(1)、(2)を除き、1学級当たり教師2名
ただし、宿泊学習の危険性や学校全体の実態等について総合的に判断し、必要があるときは、事前に市町村教育委員会の承認を得て、引率する教師数を決定する。

7 承認

あらかじめ実施計画を市町村教育委員会に提出し、その承認を得るものとする。

8 付則

- (1) この基準は、令和2年4月1日以降において実施する集団宿泊学習について適用する。
- (2) 昭和47年8月30日付け指第535号による基準は、これを廃止する。
- (3) 昭和59年10月29日付け指第876号による基準は、これを廃止する。
- (4) 平成12年12月8日付け指第954号による基準は、これを廃止する。
- (5) 平成15年8月6日付け学第560号による基準は、これを廃止する。
- (6) 平成19年10月19日付け小第447号による基準は、これを廃止する。

(参考)

○ 実施上の留意点

1 集団宿泊学習の事前準備について

(1) 実行(準備)委員会の設置

ア 設置までの手順

学校の全教職員が、集団宿泊学習の教育的意義を理解し、その実施に協力できる体制をつくる。

イ 構成

集団宿泊学習の目的・方法・参加児童生徒等によって適宜考慮する。その際、必要に応じ社会教育団体や保護者等の集団宿泊学習への積極的な協力を得るとともに実行(準備)委員会への参加を図る。

ウ 任務

①集団宿泊学習の目的、実施場所、日時、期間等の決定 ②指導組織の決定と指導者の人選 ③実施要領、指導計画の立案 ④予算、経費の見積り ⑤参加者の把握 ⑥宿泊施設、その他の使用場所、交通機関等との交渉 ⑦校医及び外部関係機関(病院・警察署・消防署等)への依頼 ⑧必要な各種用具の準備 ⑨実施後の評価、反省、整理等 ⑩その他

(2) 参加者の決定について

ア 参加者の決定基準

実施場所の収容可能人数、指導徹底の効果、指導者の参加可能人数等の面から考え合わせて決定する。

イ 家庭への連絡と承諾、協力依頼

連絡、承諾を得るだけでなく、積極的な協力を依頼する。(要領配布、承諾書受理)

ウ 健康調査、健康診断

事前に質問紙等により参加予定者の健康調査を行い、必要により健康診断を実施し、異常のある児童生徒の指導を適切に行う。

(3) 実施場所の選定及び事前視察について

実施場所は、学習のねらいが十分生かされる場所とし、寺院・民宿等集団宿泊機能の十分でない施設及び野外等を利用する場合は、特に綿密な事前調査を行う。

(4) 指導計画立案上の留意点について

指導計画を、実施展開の活動時間・生活に必要な定められた時間・睡眠や余暇の時間の三つに大別して検討する。特に次の各項に留意して編成することが望ましい。

ア 実施のねらいや指導内容を平常における教科等や総合的な学習の時間の指導に関連付けること。

イ 児童生徒の発達の段階に応じた生活の展開が図られること。

ウ 学年の発達の段階に応じて実施期間の延長に配慮すること。

エ 児童生徒の自主的な活動の場を十分考慮し、児童生徒の意見をできるだけ取り入れた活動ができるようにすること。

オ 活動内容はそれにふさわしい時間を選び、無理のないようにすること。

カ 動的活動(野外活動・レクリエーション・奉仕作業等)と静的活動(講義・討議等)の組合せの調整を図ること。

キ 児童生徒の関心に即したバラエティーに富んだものであること。

ク 自由時間、余暇等を単に休息时间視することなく、人間的接触を深める有効な意義をもつものとするよう、他の活動を割愛しても多くとるようにすること。

ケ 計画にゆとりをもたせるとともに、状況に応じて多少の融通性をもたせること。

コ できるだけ多くの児童生徒にリーダーとなる機会を与えること。少なくとも一人一役の責任を果たせるように組織すること。

サ 晴雨両用の展開ができるよう、あらかじめ計画を立てておくこと。

シ 休養・睡眠・栄養を十分とり、過労にならないよう注意すること。

< 9 中学校及び義務教育学校修学旅行実施基準 >

富山県教育委員会

1 日 程

3泊4日以内を原則とする。車内泊を含める場合はなるべく帰路とし、1回に限る。

2 実施学年及び参加者

実施学年は、最上学年もしくはその前学年とし、全員参加をたてまえとする。

3 経 費

関係教育委員会及び保護者等と十分協議のうえ決定する。

4 引率者

- (1) 引率責任者として校長又は教頭が参加する。
- (2) 全体を掌握する学年主任が参加する。
- (3) 参加生徒30名につき教師1名が付き添うものとする。
- (4) 特別支援学級の生徒が参加する場合は、特別支援学級担任が参加する。
- (5) 原則として学校医、養護教諭及び生徒指導主事等が参加する。

5 計画の届出と承認

修学旅行を実施しようとするときは、あらかじめ校長は実施計画を所管教育委員会に提出し、その承認を得るものとする。

6 付 則

- (1) この基準は令和2年4月1日以降において実施する修学旅行について適用する。
- (2) 昭和43年6月28日付け依頼による基準は、これを廃止する。
- (3) 昭和60年4月1日付けによる基準は、これを廃止する。
- (4) 平成8年3月15日付け指第179号による基準は、これを廃止する。

＜10 富山県児童・生徒の運動競技に関する基準＞

児童・生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童・生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけでなく、児童・生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する教育的効果は極めて大きい。

このような教育的効果が有効に発揮されるには、児童・生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されなければならないことから、児童・生徒が参加する運動競技は、勝利至上主義に陥らず、その適正な実施及び参加がなされるよう、次の基準によるものとする。

各団体は、この基準に沿って運動競技の実施及び参加が適正になされるよう取り計らうものとする。また、その際は、各団体がこの基準を超えない範囲で詳細な定めを設けることができる。

記

1 学校教育活動としての運動競技について

(1) 運動競技会の開催・参加についての基本的事項

- ① 小学校、中学校又は高等学校の児童・生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会の開催は、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とする。
- ② 主催団体は、運動競技会の規模、日程などが児童・生徒の心身の発達からみて無理がないように留意する。
- ③ 主催団体、学校ともに、運動競技会に参加する者については、本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、その保護者の理解をも十分得るようにする。
- ④ 県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟及び県高等学校野球連盟は、全県的な対外運動競技の年間計画を年度当初に県教育委員会へ報告すること。
また、全県的な運動競技の実施に当たっては、その都度実施要項を県教育委員会へ提出すること。
- ⑤ 校長は児童・生徒を県外において行われる対外運動競技（練習試合、合宿練習、スポーツ教室を含む）に参加させようとする場合は、別紙様式1により、県立学校については県教育委員会、小学校・中学校については所轄の教育事務所及び市町村教育委員会、私立学校については県経営管理部へ届け出ること。ただし、県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟及び県高等学校野球連盟が主催又は共同主催する対外運動競技については、この限りでない。

(2) 運動競技会の開催・参加回数等

- ① 小学校の運動競技会は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、原則として県内における開催・参加とする。
- ② 中学校の運動競技会は、県内における開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間1回程度とする。
- ③ 高等学校の運動競技会は、県内における開催・参加のほか、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間2回程度とする。
- ④ この他、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体が主催する全国大会で、競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。
なお、中学生については、文部科学省（文部省）と公益財団法人日本スポーツ協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができる。

2 学校教育活動以外の運動競技について

- (1) 学校教育活動以外の運動競技会（国外における競技会や遠征合宿等を含む）に児童・生徒が参加するに当たっては、保護者が十分責任を持つものであるが、学校としても、保護者及び関係競技団体と連携して、児童・生徒が競技会に参加する状況を把握することとする。
- (2) 前記のほか、校長は、児童・生徒を国外で行われる国際競技大会等に参加させようとする場合は、別紙様式2により、県立学校については県教育委員会、小学校、中学校については、所轄の教育事務所及び市町村教育委員会、私立学校については、県経営管理部へ届け出るものとする。
この場合において、教育事務所は、速やかにその写しを県教育委員会に送付するものとする。

（平成13年4月2日 ス 第79号 文学 第237号）

(別紙様式1)

文 書 番 号
年 月 日

富 山 県 教 育 委 員 会 教 育 長
教 育 事 務 所 長 殿
市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
富 山 県 経 営 管 理 部 学 術 振 興 課 長

校 長

児童・生徒の県外における運動競技会等への参加について（届出）

このことについて、下記により参加させたい（参加させたい旨の連絡がありました）
ので、届け出ます。

記

- 1 競技会等行事名（競技種目）
- 2 主催、後援者名
- 3 期 日
- 4 会 場
- 5 参加児童・生徒氏名・学年（性別）
- 6 引率者氏名
- 7 宿泊場所
- 8 日 程
- 9 移送手段
- 10 その他の必要事項

(別紙様式2)

文 書 番 号
年 月 日

富 山 県 教 育 委 員 会 教 育 長
教 育 事 務 所 長 殿
市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
富 山 県 経 営 管 理 部 学 術 振 興 課 長

校 長

児童・生徒の国外における国際的競技大会等への参加について（届出）

このことについて、下記により参加させたい（参加させたい旨の連絡がありました）
ので、必要書類を添付のうえ届け出ます。

記

- 1 競技会等名（競技種目）
- 2 期 間
- 3 派遣国
- 4 参加児童・生徒氏名・学年（性別）
- 5 引率者の氏名、年齢及び職業
- 6 傷害保険加入の有無
- 7 添付書類
 - (1) 保護者の承諾書の写
 - (2) 医師の健康診断書の写
 - (3) 学習補習計画書
 - (4) 経費負担内訳書
 - (5) 大会等実施要項の写
 - (6) 主催者の招待状・派遣依頼書の写
 - (7) その他必要な書類

<11 学校における安全な集団登山の実施について（通知）>

ス保 第1095号

文学 第154号

平成23年3月16日

（令和7年度一部修正）

各市町村教育委員会教育長
各公立小・中・義務教育学校長
各 県 立 学 校 長 殿
各 教 育 事 務 所 長
各私立小・中・高等学校長

富山県教育委員会教育長
富山県経営管理部長

学校における安全な集団登山の実施について（通知）

各学校においては、安全な集団登山の実施に努めていただいているところですが、今後とも学校と家庭、地域、消防、警察、山岳連盟等の関係機関との連携を図るとともに、下記の事項に十分留意し、安全な集団登山を実施されるよう配意願います。

また、本通知の施行に伴い、「学校における安全な集団登山の実施について（通知）」（平成18年2月8日付けス第1016号富山県教育委員会教育長通知及び文学第30号富山県経営管理部長通知並びに平成22年7月23日付けス保第1422号富山県教育委員会教育長通知及び文学第469号富山県経営管理部長通知）は、廃止します。

記

1 計画時（準備段階）における留意事項

- (1) 毎年、目的地が決まっていて、コース等については十分熟知していても、必ず事前に現地踏査を行うこと。また、山小屋や登山地の警察署等から情報を収集しておくこと。

<参考> 富山県警察山岳情報 <https://police.pref.toyama.jp/anzen/sangakujouhou/index.html>

- (2) 事前調査は、次の事項について重点をおくこと。

- ・参加者の体力・技術及び引率者の人数・能力等からみて適切な日程やコースを計画する。
- ・所要時間を確認する。（行動人員が多くなると予想以上に時間を要する）
- ・休憩場所、水の補給場所、便所の有無や場所などを確認する。
- ・危険箇所（過去における落雷、転滑落、落石等の事故発生箇所の把握等）及びそこでの安全対策を確認する。（引率者の配置、固定ロープの設定等）
- ・エスケープルートを確認する。（ルートの有無、状況、所要時間等）
- ・地図やコンパスの使い方を確認する。
- ・携帯電話や無線機による連絡方法を確認する。また、携帯電話を使用する場合は、通信エリアを確認する。

- (3) 1日の行動は昼食・休憩時間等を含めて、6時間以内を目途として、朝は早めに行動を開始し、夕方は早めに行動を終了するよう計画すること。また、ゆとりをもった日程で実施し、特に高度順化に配慮すること。
- (4) 登山計画の内容については、事前に保護者に通知しておくこと。
- (5) 集合、人員点呼等、集団行動が迅速に行えるよう指導すること。
- (6) 事前に健康診断を実施し、異常のある者は参加させないこと。
- (7) 計画的に長距離走や歩行訓練（できれば荷物を背負い登山靴で）を行うなど、十分なトレーニングを積み体調を整えること。
- (8) 装備について、次の事項に留意すること。
 - ・携行する装備は使用法に慣れ、熟知しておくとともに、事前に十分に点検する。
 - ・長袖の上衣、長ズボンを着用する。特に、帽子は必ず着用する。（あご紐もしくは風に飛ばされないように防止措置を講じる）
 - ・靴底の溝が深く、滑りにくい靴を使用する。
 - ・雨具は上下セパレート式のもの望ましい。
 - ・防寒及びケガ防止のため、手袋を携行する。
 - ・引率者は、必ず救急用品を携行する。
 - ・引率者は、必要に応じて、ツェルト（簡易テント）、トランシーバー、ラジオ、ピッケル、懐中電灯、ヘッドライト、地図（1/25,000）、コンパス、ロープ（太さ7mm以上、長さ20m以上）等を携行する。
 - ・通信機器（無線機や携帯電話）の予備バッテリーや予備電池等を携行する。
- (9) 行動食や非常食は、日程、行動内容、嗜好等を考慮し、栄養価が高く消化のよいものを携行すること。その際、軽量化に配慮すること。また、食べ物が傷みやすいので、前日から弁当の準備をしないこと。
- (10) 軽度の負傷者や疲労者をザックやロープ等で搬送する方法を練習しておくこと。
- (11) 集団登山を行う学校は、登山計画届（別紙様式1：部活動用 様式2：学校行事用）を10日前までに、関係機関へ提出すること。
 - ・公立小・中学校は、登山地の警察署又は県警本部地域課、及び管轄の教育事務所、市町村教育委員会へそれぞれ1部ずつ提出する。
 - ・県立学校は、県教育委員会保健体育課へ2部提出する。
 - ・私立学校は、学術振興課へ2部提出する。
 - ・事故発生時に備え、名簿（氏名・学年・性別・住所・電話番号・保護者名等を記載したもの）を学校に1部整備しておく。

2 行動時（実施段階）における留意事項

- (1) 参加者全員にコースの状況（地域・危険地帯など）、行程、注意事項等を周知徹底すること。
- (2) 行動に当たっては、天気予報や山小屋の管理人、案内人等、現地の経験者の意見を十分参考にすること。登山経験豊富な者やガイドが同行して、必要な助言を受けることが望ましい。

- (3) 歩行については、次のことに留意すること。
- ・引率者の人数により、先頭・中・最後尾など適切な配置で引率する。また、無線機や携帯電話等を利用し、相互の連携をとれるようにする。
 - ・体力の劣る者を基準にして、呼吸に合わせ、一定の速度でゆっくり歩く。また、歩行中も常に参加者の体調、気象の変化、滑りやすい箇所、落石、浮石等に注意する。
 - ・登山道を歩くよう指導する。また、グループごとに区切るなど、列が長すぎないようにし、他の登山者の迷惑とならないよう配慮する。
 - ・雪渓又は残雪の上を歩く場合は、雪面をカットしたり、固定ロープを張ったりするなど安全に配慮し、絶対に走らない。また、岩場、ガレ場（石が不規則に積み重なった箇所）、草付（草が生えている急斜面）等を通る際にも同様の処置をとる。
- (4) 休憩については、次のことに留意すること。
- ・休憩は荷物、疲労の程度、コースの状況等によって適宜取る。ただし、あまり長い休憩は筋肉が冷えるので注意する。
 - ・休憩場所は転落、落石等の危険がなく、できれば景観がよく気分転換が図れる場所を選ぶ。
 - ・休憩ごとに適度な水分補給を行う。
(一般的には、体重40kgならば、1時間あたり40kg×5cc=200ccの脱水がある)
 - ・行動食（飴など）をとるなど、疲労回復に努める。
- (5) 夏は落雷による事故もあるので、雷雲が近づいて危険を感じたら、速やかに頂上や稜線から離れ、岩かげ、凹地などに身を伏せること。
- (6) 常に参加者全員の健康に留意し、異常者の早期発見に努めること。頭痛など高度障害の徴候が見られる場合は、その場で休ませても回復しないので、速やかに高度を下げること。
- (7) ごみは持ち帰る、用便は所定の場所で行うなどのルールやマナーを守り、植物等の自然保護に気をつけること。
- (8) 事故の発生は統計的にみて2/3は下りのコースで、1日の行動時間のうちでは午後3時頃が最も多く発生していることから、午後3時までには登山行動を終えるような日程で実施すること。

3 緊急時（事故発生時）における手順

(1) 初期措置

- ・事故発生を認知した場合は、直ちに集団行動を中止し、付近の安全な場所に集まり、待機する。
- ・引率責任者の指揮のもと、冷静に状況を判断し、事故概要の把握及び事故者の応急処置を行い、自己救助できない場合には速やかに室堂警備派出所や上市警察署へ救助要請を行う。

<緊急時連絡先>

上市警察署室堂警備派出所	(TEL 076-463-5537)
上市警察署	(TEL 076-472-0110)
立山自然保護センター	(TEL 076-463-5401)

(2) 救助要請要領

・事故概要の報告

ア 事故発生時刻、事故発生場所、事故原因、事故の程度（具体的に）

イ 事故者氏名、住所、年齢（学年）、連絡先

ウ 事故態様（例えば登山道下山中の転落）

エ 事故者の状況、生死、負傷の程度・その他の参加者の安否、状況

オ 現在行っている救急活動の状況

カ 救助要請内容、人員、装備、食糧、救急用品等

キ 発信者（引率責任者）との今後の連絡方法

・救助要請方法（いずれかの方法で連絡をとる）

ア 携帯電話で110番又は室堂警備派出所に連絡する。

イ アマチュア無線で室堂警備派出所に連絡する。（夏季における立山周辺であれば、室堂警備派出所が開局しているが、入山時に事前連絡しておいた方がよい）

ウ 近くの山小屋へ伝令員を出す。（伝令は必ず2人一組で編成すること）

エ 他の登山者等に連絡を依頼する。

(3) 事故者以外の参加者の安全誘導

初期措置後、現場に必要な担当員を残し、順次、事故者以外の参加者を安全に誘導し、下山する。

4 実施後の評価

(1) 目的地・コースの設定及び時間配分は適切であったか。

(2) 危険箇所での安全確保に留意したか。

(3) 引率体制は万全であったか。

(4) その他留意することはなかったか。

※ 本通知は、平成23年4月1日以降実施する学校における集団登山に適用する。

(様式2)

年 月 日

※ 公立小・中学校の場合

市町村立教育委員会教育長

教育事務所長

殿

警察署長

※ 県立学校の場合

富山県教育委員会保健体育課長 殿

※ 私立学校の場合

富山県経営管理部学術振興課長 殿

学校名

校長名

所在地

電話

登山計画届 (学校行事用)

1 趣 旨

2 目的地

3 期 間 年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 日程及び行動の概要

(例) ○月○日 学校 — 美女平 — 弥陀ヶ原 — 室堂 — みくりが池 — 室堂 (室堂山荘泊)

○月○日 室堂 — 一ノ越 — 雄山山頂 — 一ノ越 — 室堂 — 美女平 — 学校

※ しおりに地図を載せ、事前指導実施

5 参加者 第 学年 男子 名 女子 名 計 名

※ 名簿 (氏名・学年・性別・住所・電話番号・保護者名等記載) を学校で保管

6 引率者

役 職	氏 名	年 齢	性 別	登山における役割

7 危急時連絡体制 現地本部： 電話番号：

(立山登山の例)

事故発生 (〇〇教諭) → 近くの山小屋 (雷鳥荘・室堂山荘・一ノ越山荘・社務所：電話番号)

↓

現地本部 (〇〇教頭) → 室堂警備派出所 (076-465-5778) → 救急 → 病院

↓

学校 (電話番号) → 市町村教育委員会 (電話番号) → 教育事務所 (電話番号)

↓

児童生徒の保護者

↓

県教委保健体育課 (076-444-3462)

※ 危急時伝達事項 (発生時刻・場所・事故者氏名・学年・住所・連絡先・事故態様・負傷の程度・救助要請内容・今後の連絡方法等) の確認

<12 令和8年度幼児教育研究協議会 協議主題>

<協議主題> 幼児教育と小学校教育の接続による教育の充実について

<13 令和8年度富山県小学校教育研究会 各部会研究主題>

部 会	研 究 主 題
国 語 科	主体的・対話的に言語活動に取り組み、自らの学びをつくり上げる子供の育成
社 会 科	社会的事象に進んで関わり、社会的な見方・考え方を働かせながら、考えを深めていく子供の育成
算 数 科	数理的な事象に主体的・対話的に働きかけ、自らの学びをつくり上げる子供の育成
理 科	自然の事物・現象についての問題を科学的に解決していく子供の育成
生活科・総合的な学習の時間	思いや願いの実現に向けて探究しながら、可能性を自ら拓いていく子供の育成
音 楽 科	音楽的な見方・考え方を働かせ、音楽と豊かに関わろうとする子供の育成
図画工作科	造形的な見方・考え方を働かせ、つくりだす喜びを味わう子供の育成
家 庭 科	主体的・対話的に学び、家族の一員として生活をよりよくしようと工夫する子供の育成
体 育 科	体育の見方・考え方を働かせ、運動の楽しさや喜びを求める子供の育成 (運動領域) 保健の見方・考え方を働かせ、健康で安全な生活に向けて実践しようとする子供の育成 (保健領域)
道 徳 科	主体的・対話的に自己の生き方についての考えを深め、よりよい生き方を求めようとする子供の育成
外国語活動・外国語科	外国語による言語活動を通して、主体的・対話的にコミュニケーションを図ろうとする子供の育成
特 別 活 動	集団活動における主体的・対話的で深い学びを通して、自らよりよい生活や人間関係を築こうとする子供の育成
特別支援教育	「自らの学びとくらし」を豊かにしていく子供の育成
保 健	主体的・対話的で深い学びを通して、健康で安全な生活を実践していく子供の育成

<14 令和8年度富山県中学校教育研究会 各部会研究主題>

部 会	研 究 主 題
国 語	言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語の資質・能力を育てる指導と評価はどうあればよいか。 －身に付けさせたい資質・能力を明確化した授業づくりと指導に生かす評価－
社 会	社会的な見方・考え方を働かせ、社会的事象を主体的に追究する生徒を育てるには、どのようにすればよいか。 －「課題を追究したり解決したりする活動」の工夫－
数 学	数学的に考える資質・能力を育成するために、数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善はどうあればよいか。
理 科	理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を育成するにはどうすればよいか。 －生徒が自然の事物・現象や社会との関わりの中で得た気付きから疑問を形成し、主体的に課題を把握・設定することを目指す指導の工夫－
音 楽	幅広い音楽活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成するにはどうすればよいか。 －「主体的・対話的で深い学び」を実現する学習指導－
美 術	表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成するための学習活動はどうあればよいか。 －資質・能力を育成するための〔共通事項〕の指導の在り方－
保 健 体 育	体育や保健の課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフの実現を目指そうとする生徒を育てるための学習指導はどうあればよいか。 －「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善－
技 術 ・ 家 庭	「いきてはたらく力」につながる技術・家庭科の教育の推進 －生活や社会にいかすための問題解決的な学習の充実－
英 語	コミュニケーション能力を養うにはどのように指導したらよいか。 －聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して－
道 徳	主として集団や社会との関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める道徳科の授業はどうあればよいか。 －「考え、議論する道徳」に向けた授業展開の工夫－
特 別 活 動	学級活動を通して身に付けるべき資質・能力を育成するための指導はどうあればよいか。 －話し合い活動を通して合意形成や意思決定し、粘り強く実践できる生徒の育成を目指して－
特 別 支 援 教 育	特別な支援を必要とする生徒の能力や可能性を伸ばし、自立と社会参加を推進する指導はどうあればよいか。 －生徒一人一人の思いや願いを生かし、成就感や達成感を高める指導過程と評価の工夫－
保 健	生涯にわたって主体的に心身の健康づくりに取り組み、健康で安全な生活を営む資質・能力を育てるには、どのようにすればよいか。 －心身の健康について理解を深め、健康な生活を自ら選択し、実践する生徒の育成－

<15 令和7年 幼児児童生徒の指導に関する諸通知>

(幼・小・中学校関係分)

文書番号	文書日付	件名
事務連絡	7.1.6	麻しん及び風しんの定期接種（第2期）対象者のうち接種を受けていない者及びその保護者への情報提供への協力について
事務連絡	7.1.6	いじめ防止対策の更なる強化等について（事務連絡）
事務連絡	7.1.14	今シーズンのインフルエンザ総合対策の推進について（再周知）
教み1735	7.2.12	令和6年の児童生徒の自殺者数（暫定値）の公表を踏まえた児童生徒の自殺予防に係る取組の強化について（通知）
保体346 学振443	7.2.14	令和6年度学校保健に関する調査について（依頼）
教み1716 学振433	7.2.14	学年末における生徒指導について（通知）
教み1750	7.2.19	アイヌの人々に関する人権教室の活用について（通知）
保体373 学振474	7.3.3	学校における麻しん対策について
事務連絡	7.3.3	自殺対策強化月間及び新年度に向けた自殺予防に係る児童生徒や学生等への文部科学大臣メッセージについて（事務連絡）
教み1783	7.3.3	児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）
保体383	7.3.10	令和7年春の全国交通安全運動の実施について（依頼）
教み1811	7.3.10	新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて（通知）
教み1780 学振482	7.3.12	生徒指導の推進について（通知）
教み1847	7.3.19	第44回全国中学生人権作文コンテストの実施等について（通知）
保体394	7.3.21	令和7年度春の農業用水路転落事故防止強化期間の実施について
事務連絡	7.3.26	学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について
事務連絡	7.4.3	保育所・幼稚園・認定こども園等における継続的な経営情報の見える化について（通知）
保体33 学振31	7.4.11	学校における食物アレルギー対応にかかるヒヤリハットの報告書の提出について（依頼）
教み22 学振5	7.4.11	連休期間中の生徒指導について（通知）
事務連絡	7.4.14	落雷事故の防止について（依頼）
事務連絡	7.4.22	登山事故の防止について（依頼）
保体74	7.5.1	栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（通知）
事務連絡	7.5.2	「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）
事務連絡	7.5.7	事件情報の共有・注意喚起について（下校時の車両による受傷事件）
事務連絡	7.5.8	学校事故の詳細調査報告書の共有について（水泳の授業中における小学生の死亡事案）
保体76 学振75	7.5.8	水泳等の事故防止について（依頼）
保体80	7.5.9	学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）
事務連絡	7.6.4	教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）
事務連絡	7.6.4	教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について
事務連絡	7.6.10	全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善等について（通知）
保体146	7.6.13	学校給食における食中毒防止の徹底について（依頼）
事務連絡	7.6.16	学校事故の詳細調査報告書の共有について（屋外でのサッカー活動中における高校生の落雷事故）
教み1152	7.6.16	自殺対策基本法の一部を改正する法律の公布について（通知）
保体143 学振132	7.6.17	令和7年度 児童生徒健康診断結果データ等の提出について（依頼）
保体147 学振138	7.6.17	学校における感染症・食中毒の予防について（通知）
教み1107 学振113	7.6.20	夏季休業期間中の生徒指導について（通知）
保体152	7.6.23	「富山食育推進月間」及び「学校給食とやまの日」の実施について（依頼）
事務連絡	7.6.24	「栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（通知）」について
教み1196	7.6.27	児童・生徒による選挙運動用ポスター等の破損等の防止について（依頼）
事務連絡	7.7.1	児童生徒等の安全・安心な環境の確保に向けた取組について
教み1202	7.7.2	児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）
事務連絡	7.7.3	夏山登山の事故防止について（通知）
教み1205	7.7.7	校則等の見直し状況調査結果及びこれを踏まえた対応について（通知）
教み1211	7.7.7	「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」について（通知）
事務連絡	7.7.10	校庭等における危険物の確認・除去について

事務連絡	7.7.14	夏季における児童生徒等の事故防止について（通知）
事務連絡	7.7.16	令和7年度全国学力・学習状況調査の結果公表①及び学校への提供について（通知）
教み1251 学振195	7.7.28	2学期始めにおける適切な生徒指導の推進について（通知）
保体208	7.8.7	令和7年度秋の全国交通安全運動の実施について（依頼）
事務連絡	7.8.12	令和7年度全国学力・学習状況調査の結果公表②及び調査結果の活用や取扱いについて（通知）
事務連絡	7.8.12	令和6年度全国学力・学習状況調査経年変化分析調査及び保護者に対する調査の結果について（通知）
保体216	7.8.15	令和7年度秋の農業用水路転落事故防止強化期間について（依頼）
事務連絡	7.8.20	長期休業明けに向けた自殺予防に係る児童生徒や学生、保護者等への文部科学大臣メッセージについて（事務連絡）
事務連絡	7.8.25	休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（依頼）
事務連絡	7.8.25	「栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（通知）」について」（令和7年4月30日付）に関するご質問及びその回答」の解釈について（周知）
保体227	7.8.26	学校給食における食中毒発生防止の徹底について（依頼）
事務連絡	7.9.2	保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインについて（通知）
教み1317	7.9.3	令和7年度「自殺予防週間」の実施について（通知）
事務連絡	7.9.30	学校教育法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）
事務連絡	7.10.3	児童福祉法の一部を改正する法律の施行について
事務連絡	7.10.7	令和9年度全国学力・学習状況調査の予定について
事務連絡	7.10.8	学校給食における適切な牛乳の取扱いについて（依頼）
事務連絡	7.10.9	麻疹及び風しんの定期接種（第2期）の接種機会があることの周知に係る情報提供への協力について
事務連絡	7.10.17	事件情報の共有・注意喚起について（幼保連携型認定こども園における送迎用バスへの置き去り事故の発生）
保体265	7.10.23	幼稚園等における事故等発生時の報告の徹底等について
事務連絡	7.10.24	「自転車を安全・安心に利用するために－自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入－【自転車ルールブック】」の周知について
事務連絡	7.10.31	クマの出没に対する学校及び登下校の安全対策について
教み1439 学振354	7.11.4	令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について（通知）」
事務連絡	7.11.5	「令和8年度の全国学力・学習状況調査のCBT方式での実施に関する説明会」での主な説明内容等について
事務連絡	7.11.5	食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止に関する注意喚起について
事務連絡	7.11.5	高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について
教み1458	7.11.11	令和7年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施について（通知）
事務連絡	7.11.18	「クマ被害対策パッケージ」のとりまとめについて
事務連絡	7.11.19	ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について（依頼）
教み1455 学振368	7.11.25	冬季休業期間における適切な生徒指導の推進について（通知）
保体282 学振392	7.11.27	今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について
保体285	7.11.27	令和7年度冬の農業用水路転落事故防止強化期間について（依頼）
事務連絡	7.12.4	冬山登山の事故防止について（通知）
教み1518	7.12.4	自殺対策基本法の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）
事務連絡	7.12.8	冬季野外活動における児童生徒の事故防止について（通知）
教み500	7.12.8	令和8年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）
教み1536	7.12.12	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通知）
教み1543	7.12.15	児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）
事務連絡	7.12.16	「自転車の交通安全教育ガイドライン」の周知・活用の推進について
事務連絡	7.12.22	今冬の急性呼吸器感染症（ARI）の感染拡大に備えた注意喚起及び感染症対策に係る広報に資する資料の提供について
事務連絡	7.12.24	「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定について（通知）

<16 令和7年度富山県教育委員会刊行物一覧>

(幼・小・中学校関係分)

刊行年月	刊 行 物
7.4	令和7年度版高校生のインターンシップリーフレット
7.4	富山県スポーツ推進プラン (※)
7.4	令和7年度 学校保健・学校安全関係の手引き (※)
7.4	「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」リーフレット
7.6	新入生保護者リーフレット 「家庭学習のすすめ」 (小学校版、中学校版)
7.7	令和7年度版 富山の特別支援教育
7.7	県立特別支援学校高等部に入学を希望するみなさんへ 令和8年度入学者選抜 (7月版)
7.9	幼児期の教育から小学校教育へ 安心子育てリーフレットきときと1年生
7.10	県立高等学校をめざすみなさんへ 令和8年度入学者選抜
7.10	保存版 親学びプログラム活用ガイド6 親学びリーフレット「Let's 親学び (小・中学生編)」
7.11	県立特別支援学校高等部に入学を希望するみなさんへ 令和8年度入学者選抜 (11月版)
7.12	魅力あるとやまの県立学校2025
7.12	特別支援教育とやま「こころ」第116号
8.1	外国人児童生徒教育の手引 No.31 (※)
8.1	保存版 親学びプログラム活用ガイド7 親学びリーフレット「Let's 親学び (乳幼児編)」
8.1	「新時代とやまハイスクール構想」実施方針
8.2	「とやまっ子の可能性をのばす」リーフレット
8.3	令和8年度 教員研修ハンドブック
8.3	富山県の体育・スポーツ (※)
8.3	令和7年度 食に関する指導実践事例集
8.3	令和7年度 学校保健統計調査のあらまし
8.3	令和8年度 学校給食関係の手引
8.3	人権教育推進のために
8.3	人権教育指導のために 第41集
8.3	第3期富山県教育大綱 (第4期富山県教育振興基本計画)

(※) は、HPのみに掲載